

資料 4

帰化・国籍取得の
場合における住民
票及び戸籍の附票
の記載方法に
ついて

帰化・国籍取得の場合における住民票及び戸籍の附票の記載方法について（案）

帰化・国籍取得の場合における住民票の「住民となった日」の記載方法について（案）

- 帰化、国籍取得後の住民票の「住民となった日」に、「外国人住民となった日」を記載することとする。
- また、仮住民票から住民票に移行する外国人住民について、当該外国人住民が施行後に同一市町村で帰化、国籍取得をした場合、帰化、国籍取得後の住民票の「住民となった日」には、「外国人住民となった日（＝施行日）」を記載することとする。

帰化・国籍取得の場合における戸籍の附票の「住所を定めた年月日」の記載方法について（案）

- 帰化、国籍取得後の戸籍の附票の「住所を定めた年月日」に、「外国人住民となった日」を記載することとする。
- また、仮住民票から住民票に移行する外国人住民について、施行後に同一市町村で帰化、国籍取得をした場合、帰化、国籍取得後の戸籍の附票の「住所を定めた年月日」には、「外国人住民となった日（＝施行日）」を記載することとする。
- なお、転居後に帰化、国籍取得をした場合には、外国人住民票において「住所を定めた年月日」が記載されていることから、戸籍の附票の「住所を定めた年月日」として、当該住民票の「住所を定めた年月日」を記載することとする。

※ 住民基本台帳法第17条

（戸籍の附票の記載事項）

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 戸籍の表示
- 二 氏名
- 三 住所
- 四 住所を定めた年月日